

2 税制改正による事項別増減収見込額（平成26年度）

（単位：億円）

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 法人住民税 法人税割の一部交付税原資化（国税化） （法人税割の税率の引下げ）	△ 0	△ 1	△ 1	△ 1,965	△ 2,943	△ 4,908
	△ 0	△ 1	△ 1	△ 1,965	△ 2,943	△ 4,908
2 法人事業税 地方法人特別税から法人事業税への一部復元 （所得割及び収入割の税率の引上げ）	1		1	6,728		6,728
	1		1	6,728		6,728
3 不動産取得税						
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設	△ 11		△ 11	△ 18		△ 18
	△ 5		△ 5	△ 5		△ 5
(2) 老朽化マンション再生（認定建替事業・認定建物敷地売却）により施行者が取得する不動産に係る非課税措置の創設	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
(3) 全国新幹線鉄道整備法に基づき指名された中央新幹線の建設主体が取得する不動産に係る非課税措置の創設	△ 4		△ 4	△ 11		△ 11
(4) その他	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
4 自動車税 グリーン化特例の拡充				10		10
				10		10
5 自動車取得税	△ 900		△ 900	△ 900		△ 900
(1) 税率の引下げ	△ 806		△ 806	△ 806		△ 806
(2) エコカー減税の拡充	△ 94		△ 94	△ 94		△ 94
6 固定資産税		8	8			
(1) 耐震改修が行われた既存家屋に係る税額の減額措置の創設				△ 61	△ 61	△ 61
				△ 51	△ 51	△ 51
(2) 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の創設				△ 1	△ 1	△ 1
(3) ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置の創設				△ 5	△ 5	△ 5
(4) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設				△ 2	△ 2	△ 2
(5) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設				△ 12	△ 12	△ 12
(6) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止		9	9		9	9
(7) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		1	1		1	1
(8) 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充		△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2
(9) 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置の廃止					2	2
7 軽自動車税					307	307
(1) 四輪車等の標準税率の引上げ （H27.4.1以降に新規取得される新車のみ）					60	60
(2) 四輪車等の経年車重課の導入					116	116
(3) 二輪車等の標準税率の引上げ					131	131
8 都市計画税		1	1		△ 2	△ 2
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設					△ 3	△ 3
(2) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止		1	1		1	1
合計	△ 910	8	△ 902	3,855	△ 2,699	1,156
国税の税制改正に伴うもの	△ 283	△ 188	△ 471	△ 702	△ 215	△ 917
個人住民税				109	163	272
				(45)	(68)	(113)
法人住民税	△ 77	△ 188	△ 265	△ 125	△ 378	△ 503
法人事業税	△ 189		△ 189	△ 708		△ 708
地方消費税	△ 17		△ 17	22		22
再計	△ 1,193	△ 180	△ 1,373	3,153	△ 2,914	239

(※1) 地方法人税(国税)を創設して対応することとしており、その増収額は、初年度3億円、平年度4,845億円と見込まれる（財務省試算）。

(※2) 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元することとしている。

(※3) 平成27年度以降に新規取得される四輪等の新車に引上げ後の税率が適用されることから、平成28年度以降の各年度の増収見込額。

(※4) 「給与所得控除の見直し」の増収見込額は平成30年度分以降の増収見込額（平年度）であり、カッコ書きは平成29年度分の増収見込額である。（平成29年度の給与所得に係る特別徴収は平成29年6月から実施されるが、その影響は考慮せず通年ベースとして算出している。）

(※5) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。